

内管知空など債務者

灰色金利訴訟が和解

9人に千200万円返還

事実上のみなし弁済放棄へ

開されている。

年二九・二%を超える

利息は出資法で刑事罰が科せられるのに対し、「利息制限法」と「出資法」の

はざまにある年二〇一二

九・二%の利息は、民事上

無効だが、本人の任意性

の担保と適正な書面の交

付一など、いわゆる「みなし弁済」を条件に賃金業規制法が例外的に認めて

示している。

借り手保護を鮮明に打

最高裁第一小法廷が債務者の任意性に主眼を置き、利息制限法の上限を上回る利息で貸し付けることそのものを実質否定すること、そのものに対する画期的な司法判断を示している。消費者金融などは、

こうした「みなし弁済」を担保に年二〇一九・二%の利息を債務者に支払っているのが実態だ。「みなし弁済」の扱いについては、「その適用範囲を厳格にすべき」とする最高裁判例(平成十六年二月二十日)があるほか、今年一月には、

機運を高めた。

代理人の木村幸一司法書士は「金融庁が現在法

整備を進めている利息制限法の上限金利も高いと思ふ。利息制限法そのものを見直さなければ多重債務者の真の救済になら

ない」と話している。

原告九人は、無人契約機をはじめとした契約方法など「みなし弁済」がきちんとされてないとして、民事上の不当利得にあたると主張していた。訴状などによると、消費者金融など七社は、利

ち出した判決は、金融庁の消費者金融大手「アイフル」(本社・京都市)に対する業務停止処分踏み切りの追い風となつたほか、みなし弁済を廃止し、「利息制限法」の上限金利にそろえることなどを骨子にした法整備の和解は、いずれも被告の人から利息制限法を上回る不当な利息を得た。消費者金融側が提案、原

告が受け入れた。

代理人の木村幸一司法書士は「金融庁が現在法整備を進めている利息制限法の上限金利も高いと思う。利息制限法そのものを見直さなければ多重債務者の真の救済になら

ない」と話している。

〔間山〕